

決 算 報 告 書

(第 4 期)

自 平成 25 年 4 月 1 日
至 平成 26 年 3 月 31 日

一般社団法人 栃木県若年者支援機構

栃木県宇都宮市昭和 2-7-5

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	24,125,428		
売掛金	11,673,572		
貯蔵品	313,180		
前払費用	323,750		
仮払金	1,224,607		
流動資産合計		37,660,537	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	1		
有形固定資産計	1		
(2) 投資その他の資産			
敷金	50,000		
投資その他の資産計	50,000		
固定資産合計		50,001	
資産合計			37,710,538
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	20,921,340		
未払金	4,893,586		
一年以内返済長期借入金	3,768,000		
未払消費税等	909,700		
仮受金	60,000		
預り金	117,739		
流動負債合計		30,670,365	
2. 固定負債			
長期借入金	5,428,000		
固定負債合計		5,428,000	
負債合計			36,098,365
III 正味財産の部			
1. 正味財産			
前期繰越正味財産		▲ 2,619,500	
当期正味財産増減額		4,231,673	
正味財産合計			1,612,173
負債及び正味財産合計			37,710,538

活動計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
	本部	事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	165,000		165,000
2. 受取寄付金			0
受取寄付金	2,027,192		2,027,192
3. 受取助成金等			0
受取補助金		6,680,000	6,680,000
4. 事業収益			0
事業収益		59,850,434	59,850,434
5. その他収益			0
受取利息		2,157	2,157
雑収入		224,710	224,710
経常収益計	2,192,192	66,757,301	68,949,493
II 経常費用			
役員報酬		4,560,000	4,560,000
給料手当		31,616,925	31,616,925
賞与		400,000	400,000
雑給		197,000	197,000
通勤交通費		1,260,700	1,260,700
法定福利費		3,837,929	3,837,929
厚生費		141,794	141,794
リース料		1,360,423	1,360,423
修繕費		39,900	39,900
印刷製本費		1,108,590	1,108,590
消耗品費		2,187,339	2,187,339
水道光熱費		596,687	596,687
旅費交通費		874,018	874,018
訓練奨励金		2,411,400	2,411,400
租税公課		1,463,307	1,463,307
渉外費		52,352	52,352
保険料		286,716	286,716
通信費		1,100,336	1,100,336
諸会費		42,800	42,800
車輛費		219,163	219,163
広報費		320,270	320,270
地代家賃		3,351,450	3,351,450
会議費		38,358	38,358
教材費		130,867	130,867
謝金		1,407,920	1,407,920
業務委託費		4,703,928	4,703,928
研修費		594,897	594,897
支払利息		267,181	267,181
雑費		64,170	64,170
経常費用計	0	64,636,420	64,636,420
当期経常増減額	2,192,192	2,120,881	4,313,073
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
法人税住民税事業税	0	81,400	81,400
経常外費用計	0	81,400	81,400
当期正味財産増減額	2,192,192	2,039,481	4,231,673
前期繰越正味財産額	215,010	▲ 2,834,510	▲ 2,619,500
次期繰越正味財産額	2,407,202	▲ 795,029	1,612,173

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）は定額法）を採用しています。

(3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 用途等が制約された寄付等の内訳

(1) セーフティネット支援対策事業費補助金 6,680,000円（厚生労働省）
上記補助金は全額入金され、また全額当事業の事業費として払い出された為繰越残金はありません。